

みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2005/12/31 Vol. 76 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

印西市議会/平成 17 年第 4 回定例会報告 (3)

いつもお世話になっております。印西市議会第 4 回定例会 (12 月議会) は、12 月 16 日 (金) までの日程で行われ、閉会しました。今回も 12 月議会での議案審議について、ご報告していきたいと思っております。

議案審議とその結果 (3)

1. 指定管理者の指定について

- 今回の議会で、市内の「公の施設」に対する指定管理者制度による指定管理者の指定についての議案が提出され、質疑が行われました。(以下の施設全て可決され、指定管理者制度が導入されます。)

(1 - 1) 市民活動支援センターに対して

現在の運営協議会を指定管理者として指定しようとするものです。

(1 - 2) コミュニティセンターに対して

中央駅北、中央駅南、船穂、永治の 4 施設に対して、現在の運営協議会を指定管理者として、指定しようとするものです。

(1 - 3) 青年館に対して (市内 15 館)

現在、市から青年館の管理委託は各地区町内会にお任せしていますが、指定管理者として指定するものです。(* 青年館と集会所は機能は同じで、設立経緯だけ (補助要綱) が異なります。)

(1 - 4) 小林子育て支援センター / 学童クラブに対して

社会福祉法人「和泉会」を指定管理者として指定するものです。

(ぐんじとしのりから / 市民の皆様へ)

1. 選定の経緯について

私は以前より、全ての施設について広く「公募」すべきだと主張してきましたが、結果として地域密着施設であり、近隣住民により組織される団体が管理していることを理由として、公募は (1 - 4) を除き、行われていません。勿論、(1 - 3) に関しては、近隣住民以外は使用することがないなどの合理的な理由があり、納得できるのですが、(1 - 1) (1 - 2) については市民にとって指定管理者制度の意味*を考えれば、公募すべきであるのが当然だと思います。

*指定管理者制度の意味 = 管理運営について再点検をし、民間事業者との役割を明確にしていくと共に民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することで多様化する市民ニーズに沿ったサービスの充実に取り組んでいく。~印西市の場合は民間事業者を公募することなく、現在の運営協議会をそのまま「指定管理者」として 2 年間の期限で管理・運営を任せていくこととなります。

2. 「公募」しても応募はあるのか?

指定管理者を公募して、結果として地域密着施設であることを考えて、民間事業者は応募せずに、近隣住民により組織される団体のみが応募してきたのであれば、指定管理者制度も生きてくると考えますが、市の説明から判断すると、はじめから指定管理者への指定ありきで、納得できるものではありません。

3. 市民のためになるのですか?

(1 - 1) 市民活動支援センターははじめに「運営協議会」ありきの選定でしたが、私はとても疑問をもっています。運営協議会では市民活動の支援というセンターの機能を十分に発揮できるのでしょうか? 市の説明では、管理運営を行う団体として収益をあげる団体は「市民活動支援センター」の趣旨に沿わない旨の回答がありましたが、たとえ民間企業が運営し、利益をあげようとも、最大限市民活動のサポートができ、目的とする市民活動を行ってもらうことが必要なのではないのでしょうか?

(参考) 「神奈川県茅ヶ崎市」では同様の施設に対して、公募を行い、地元の運営協議会、東京の NPO 法人、民間企業 2 社、全部で 4 件の応募があり、選考にあたってはプレゼンテーションを行い、結果として僅かな差で地元の運営協議会が選定され、議会に報告されています。

4. 管理・運営は大丈夫ですか？

私が危惧しているのは、「事件や事故が起こった場合の対応」です。私や他の議員からこの件について問われた印西市では「施設に関する以外は、行政は責任を負わない」と明言しています。管理運営を行い、「こんなはずではなかった」では困るのです。今後十分な協議を行い、印西市としても十分なフォローを行ってほしいものです。管理運営をお任せする市民に十分な説明を行っているとは思えません。

5. ぐんじとしのりは。。

- (1 - 1) 市民活動支援センターの指定管理者に対して < 要望を伝え、賛成しました。
- (1 - 2) コミュニティセンターの指定管理者に対して < 前述 3 . 4 の理由で反対しました。
- (1 - 3) 青年館に対して (市内 15 館) < 賛成しました。
- (1 - 4) 小林子育て支援センター / 学童クラブに対して < 賛成しました。

6. 以下の施設については、

指定管理者制度の採用ではなく、現在の委託方式から「市の直轄運営」になります。
= これらについても「直営にするための議案審議」が行われ、全て可決しています。

- 地域福祉センター (* 大森の「総合福祉センター」内にあります。)
- 福祉作業所 (* 福祉作業所 コスモス) という名称です。「総合福祉センター」内)
- 児童遊園 (* 市内 4 園あります。)
- 老人福祉センター (* 大森の「総合福祉センター」内にあります。)
- 市民の森 (* 草深の森です。)
- 市駐車場 (* 木下駅圏に 3 箇所あります。)

2. 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めることについて

人権擁護委員は人権擁護について理解のある社会事業家、教育者及び弁護士等あらゆる分野から、人格見識とともによい人が選ばれ、法務大臣から委嘱されています。(この制度は地域住民の日常生活に接しつつ、人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害が起きないようにしていくという考えから、昭和 24 年 6 月 1 日に施行された人権擁護委員法に基いて設けられたものです。)

今回、議案として 3 名の委員が改選時期を迎え、3 名とも継続して推薦し、お願いしたいとの市長の意向により、議案として提案されたものです。

私は今回の改選にあたり、「人権週間(12月4日~10日)などを利用した広報活動が充分ではない~東京都内で見られるポスターが市内で貼られていない。」ことを指摘し、目に見える活動もお願いしたい旨を伝えました。

3. 以下のような議案も審議し、全て可決しています。

- 道路線の認定、変更について(市道の認定、区間変更)
- 字の区域および名称の変更について (住所表示の設定 > 木下南一丁目、二丁目)

「景観についての研修会が開催されました。」

12月21日(水)に県より講師を招いて、印西市で行われる「モデル景観計画」の研修会がありました。

「年賀状の送付について」

公職選挙法の規定により、市内への挨拶状の送付は「答礼」によるものを除き、禁止されておりますのでご承知下さい。

今年も一年間多くの皆様からの貴重なご意見、ご提言ありがとうございました。紙面が限られておりますので、十分な内容をお伝えする事はできなかつたと思いますが、少しでも皆様に情報を提供できればよかつたと思います。新年から印西市の「社会福祉」についての考え方を中心にご報告をつづけて参りたいと思います。重ねてご支援、ご声援ありがとうございました。よいお年をお迎え下さい。 ぐんじとしのり